### 市から開発許可を受けた者へ公共施設用地を帰属する場合

## (都市計画法第40条第1項に基づく)

# 公共施設用地の帰属手続きについて

都市計画法に基づく開発行為に伴い、当該開発許可を受けた者に帰属する公共施設用地に関しては、以下の事項に留意して、下記必要書類を提出してください。

なお、ここに記載する帰属手続きは、都市計画法に基づく開発行為に伴う公共施設用地を対象としております。開発区域外の帰属については別途手続きが必要になりますので、詳細は各施設管理者に確認してください。

## [必要書類](「記載上の留意事項」をよくご確認ください)

- ◆帰属用地は確定測量のうえ、公共施設等の種類ごとに分合筆してください。
- ◆帰属用地が無地番の場合、その無地番地の施設管理者と協議のうえ、地番をつけてください。
- ◆その他詳細については、各施設管理者と十分協議してください。

#### 【提出時期:開発許可後】

① 地番合成図(計画時点)(1部)

#### 【提出時期:都市計画法に基づく工事完了届出書提出3週間前まで】

- ② 委任状(1部)
- ③ 登録免許税算出用書類(各2部)
  - 1. 帰属用地の登記事項証明書(分合筆後のもの、無地番の場合は地番がついた後のもの)
  - 2. 地番合成図(確定測量後)
  - 3. 位置図
  - 4. 公図
  - 5. 平面図
  - 6. 地積測量図
  - 7. 現況入り実測図(各敷地求積図など開発区域全体の地積がわかるもの)
  - 8. 帰属用地ごとの現場写真

#### 【提出時期:都市計画法に基づく工事完了届出書提出時まで】

- ④ 登記関係書類(各1部)
  - 1. 印鑑証明書
  - 2. 都市計画法第32条協議同意書の写し
  - 3. 公共施設帰属承諾書
  - 4. 登記原因証明書(登記原因証明情報)
  - 5. 登録免許税の収入印紙

以上

## [記載上の留意事項]

#### ① 地番合成図(計画時点)

- ・計画時点の土地利用計画図に公図を重ね、都市計画法第40条第1項及び第2項の土地を公共施設の種類ごとに色分けしてください。
- ・ 都市計画法第40条第1項及び第2項の公共施設の種類ごとに、土地面積の合計を記載してください。
- · 微細な部分については、引き出し線をつけて拡大図を添えてください。

#### ② 委任状(代理人を指定する場合)

- ・ 任意様式で作成してください。
- ・委任事項は「西宮市〇〇〜における、都市計画法第40条第1項に基づく公共施設用地の帰属手続きに関する一切の権限」等と記載してください。
- ・開発許可申請者の押印または署名が必要です。
- 原本を提出してください。

#### ③ 登録免許税算出用書類

※登記事項証明書、登記原因証明書(登記原因証明情報)、印鑑証明書の住所・氏名が全て一致しているか確認してください。

- 1. 帰属用地の登記事項証明書(分合筆後のもの、無地番の場合は地番がついた後のもの)
  - ・ 登記事項証明書は、直近3か月以内のものを提出してください。
  - ・ 写しでも構いません。
- 2. 地番合成図(確定測量後)
  - ・確定測量後の土地利用計画図に公図を重ね、都市計画法第40条第1項及び第2項の土地を公共 施設の種類ごとに色分けしてください。
  - · 微細な部分については、引き出し線をつけて拡大図を添えてください。
- 3. 位置図
  - ・ 1/2500 の白地図に開発区域を示したものを提出してください。
  - 開発区域を着色してください。
- 4. 公図
  - ・帰属箇所を着色してください。
- 5 平面図
  - ・ 都市計画法第36条に基づく工事完了届出書に添付する土地利用計画図等を提出してください。
  - ・帰属箇所を着色してください。
- 6. 地積測量図
  - ・帰属箇所を着色してください。
- 7. 現況入り実測図
  - ・ 各敷地求積図など、開発区域全体の地積がわかるものを提出してください。
- 8. 帰属用地ごとの現場写真
  - ・概ね現況がわかる程度で構いません。ただし、全景がわかるものをご用意ください。
  - ・工事完了写真でも構いませんが、できるだけ帰属直前時に近い写真をご用意ください。

- ・帰属箇所を着色してください。
- ・撮影方向がわかる図面を添付してください。

#### ④ 登記関係書類

- 1. 印鑑訂明書
  - ・原本を提出してください。
- 2. 都市計画法第32条協議同意書の写し
  - ・最終のものをご用意ください。
- 3. 公共施設帰属承諾書
  - ・市の所定の様式をご使用ください。
  - ・記載例を参考に記載してください。
  - ・「日付」は提出日を記載してください。
  - ・「開発許可申請者」には最終の開発許可申請者を記載してください。
  - ・「開発区域の含まれる地域の名称」には、工事完了届出書に記載される「工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称」を記載してください。
  - ・「公共施設の種別」には道路、水路、下水道、公園、消防水利のうち該当するものを記載してください。
- 4. 登記原因証明書(登記原因証明情報)
  - ・市の所定の様式をご使用ください。
  - ・記載例を参考に作成してください。
  - ・印鑑は、印影が鮮明になるように押印してください。
  - ・「日付」及び「登記の原因となる事実又は法律行為」の日付(2か所)は、提出時点では不明の為空欄にしておいてください。
- 5. 登録免許税収入印紙
  - ・ 市より登録免許税をご連絡しますので、その金額の収入印紙を提出してください。
  - ・ 法務局に提出する収入印紙です。切手や他の収入印紙と間違えないように注意してください。

#### ⑤ その他

- ・ 市は、帰属手続きが完了した旨の通知文書等は送付しておりません。帰属手続きの進行状況について は市担当者にお問い合わせください。
- ・帰属手続きの完了は、都市計画法に基づく工事の完了検査済証交付後3週間~1ヶ月を目安にしてください。
- ・ 都市計画法第40条第2項に基づく帰属がある場合は、事前に市担当者まで手続きについてご確認くだ さい。

#### 参考 都市計画法

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第40条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第36条第3項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当

該地方公共団体に帰属するものとする。

- 2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第36条第3項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者(その者が地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務(以下単に「第1号法定受託事務」という。)として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国)に帰属するものとする。
- 3 市街化区域内における都市計画施設である幹線街路その他の主要な公共施設で政令で定めるものの用に供する土地が前項の規定により国又は地方公共団体に帰属することとなる場合においては、当該帰属に伴う費用の負担について第32条第2項の協議において別段の定めをした場合を除き、従前の所有者(第36条第3項の公告の日において当該土地を所有していた者をいう。)は、国又は地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該土地の取得に要すべき費用の額の全部又は一部を負担すべきことを求めることができる。

[問合せ先] 西宮市役所 開発指導課 開発調整チーム

(TEL) 0798-35-3543

(FAX) 0798-36-3795

(E-Mail) kaishido@nishi.or.jp

(法第40条第1項)

# 公共施設帰属承諾書



都市計画法第40条第1項の規定に基づき、従前の下記の公共施設を、都市計画法第36条第3項の公告の日の翌日において、西宮市より帰属することを承諾します。

西宮市長様

開発許可申請者 住所 氏名若しくは名称 **令和 2** 年 **4** 月 **1** 日 当該書類を提出した日を記 載してください。

# 西宮市〇〇町〇〇番〇〇 株式会社西宮 代表取締役 〇〇 〇〇

最終の開発許可申請者を記載してください。また、当課に提出して 頂く印鑑証明書の実印を押印してください。 (印影が鮮明になるよう押印してください)

・開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西宮市 六湛寺町10番1、2、3の一部、11番の一部

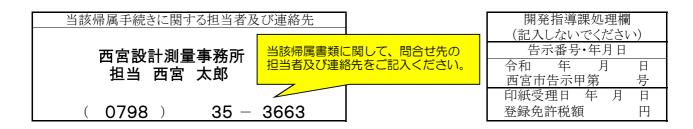
『工事完了届出書』の「工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称」欄に記載予定の、開発区域又は工区に含まれる地域の名称を記載してください。 当該書類提出後に、「開発区域又は工区に含まれる地域の名称」が変更となった場合は、合わせて当該箇所の訂正も必要となります。

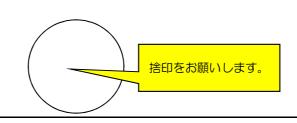
・従前の公共施設

公共施設の種別	所在 町名	E地 地番	地目	地積(m²)
道路	六湛寺町	10 番 2	宅地	6 · 00
		帰属直前の状態を記載してください。		
		番		•
『都市計画法第3 の規定が適用され	•			
れている表記を	参考にして、帰属する地番	ごとに記載してくださ		•

#### 【記載上の留意点】

- ・公共施設の種別については、道路、水路、下水道、公園、消防水利のうち、開発区域内で西宮市より帰属となるものを記載すること。
- ・所在地、地目、地積については当該帰属が生ずる直前の状態を記載すること。





# 登記原因証明情報

- 1 当事者及び不動産
  - (1) 義務者 (甲) 西宮市六湛寺町10番3号 西 宮 市 長 〇〇 〇〇
    - 権利者 (乙) **西宮市○○町○○番○○ 株式会社西宮 代表取締役 ○○ ○○**

こちらには印鑑不要です。

(2) 不動産の表示

所 在		地 番	地目	地 積 (㎡)		
西宮市	六湛寺町	10番2	宅地	6 00		
帰属直前の状況を記載してください。アラビア数字(1、2、3…)で結構です。						

2 登記の原因となる事実又は法律行為

西宮市は、令和 年 月)日、都市計画法第36条第3項に基づき公告した。 上記の公告の翌日、本件不動産は都市計画法第40条第1項に基づき、甲から乙へ帰属した。 よって、本件不動産の所有権は、令和 年 月、日、甲から乙に移転した。

令和 年 月 日,神戸地方法務局西宮支局

提出時には未確定のため、空欄にしておいてください。(当課で記載します)

上記登記原因のとおり相違ありません。

(帰属申請者) 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市長 〇〇 〇〇

(帰属受領者)

西宮市〇〇町〇〇番〇〇 株式会社西宮 代表取締役 〇〇 〇〇

当課に提出して頂く【印鑑証明書】、【登記事項証明書】に記載されている住所名称と同一かどうかよく確認してください。

当課に提出して頂く印鑑証明書の実印を 押印してください。(印影が鮮明になる よう押印してください)